

医療法人ひまわり会を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、医療法人ひまわり会を、平成28年4月15日付けで認定しました。



徳島労働局会議室で認定通知書交付式を行いました



飯野労働局長（右）から認定通知書の交付を受ける
医療法人ひまわり会 日浅院長（左）



次世代認定マーク「くるみん」



左より佐藤室長、医療法人ひまわり会 日浅院長、飯野労働局長

医療法人ひまわり会の取組の概要

1. 行動計画の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日までの5年間
2. 行動計画の目標
 - ① 育児休業制度の周知を図り、休業中及び復帰後の処遇に関する情報を提供する。
 - ② 育児休業期間中、定期的に病院に関する情報を提供する。
3. 取組結果(上記2「行動計画の目標」について)
 - ① 平成27年3月、男性職員の育児休業制度や休業中の情報等のポスターを作成し、掲示。
 - ② 平成23年7月、病院に関する情報の郵送を実施。
4. その他の先進的取組
 - ① 育児休業期間について、退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。
 - ② 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、定期昇給、退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。
 - ③ 事業所内保育所を設置運営している。